

雇用促進住宅の入居者付き民間売却について

雇用促進住宅の譲渡・廃止

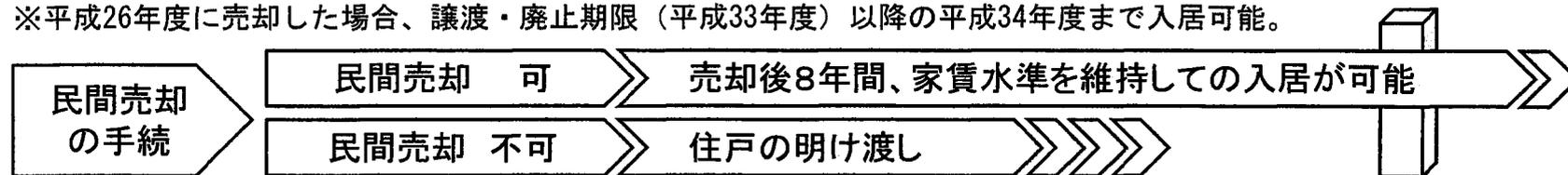
- 「規制改革推進のための3カ年計画（平成19年6月22日閣議決定）」により、平成33年度までにすべての雇用促進住宅の譲渡・廃止が決定しています。 平成33年度



- 東日本大震災被災者に対し、応急仮設住宅として雇用促進住宅を提供してきたことから、現在のところ退去に向けた手続きは停止中です。（平成27年3月末まで）

入居者付き民間売却

- 民間事業者へ入居者付きで売却された場合、売却後最低8年間は、現在の住戸に同じ家賃で入居できます。 平成33年度
※平成26年度に売却した場合、譲渡・廃止期限（平成33年度）以降の平成34年度まで入居可能。



意向調査にご協力ください

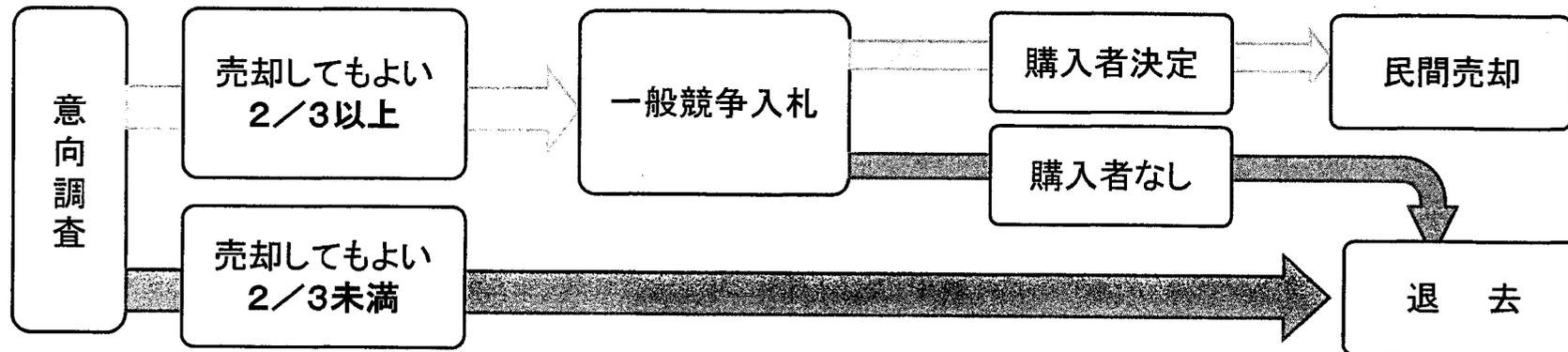
- 入居者付き民間売却は、入居者の皆様の意向を踏まえるため、入居者の概ね2/3以上の同意が必要とされています。
 - ●●宿舎の入居者付き民間売却について、入居者の皆様の意向調査を実施します。
 - 意向調査票に必要事項を記入のうえ、同封の封筒に入れて●月●日（●）までに郵便ポストに投函してください（当日消印有効）。
- ※意向調査の回答内容は非公開です。周囲に知られることはありません。

意向調査の留意事項

- 意向調査票は1世帯につき1票です。
- 意向調査票に棟・部屋番号・世帯主氏名を必ず記入してください。
※ 記入がない調査票は無効になります。
- 回答内容は非公開です。
- 調査の結果は、結果が出次第、宿舎の掲示板に張り出します。

今後のスケジュール

- 意向調査で「住宅を売却しても良い」と回答した世帯数が全回答数の概ね2/3以上あり、さらに厚生労働省が民間売却の適切性を認めた場合に民間売却の対象住宅となります。
- 民間事業者への売却は、一般競争入札で行います。2/3以上の同意があっても、購入希望者や落札者がいない場合は、民間売却は行わず退去に向けた手続きに入ります。



お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

●●職業訓練支援センター

TEL: - -

(受付時間: 8:45~17:00)

平成 年 月 日

雇用促進住宅〇〇宿舍

入居者説明会を欠席された皆様へ

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

(入居者サービス業務受託者)

意向調査のご協力のお願い

雇用促進住宅の運営につきましては、日頃からご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 年 月 日()に開催しました入居者説明会の資料について、別添のとおり配付いたします。

民間事業者への売却の手続きを行うには、皆様の概ね2/3以上の同意が必要ですので、別添の意向調査にご協力をお願いいたします。

意向調査票については、〇月〇日()までに郵便ポストに投函していただくようお願いいたします。

なお、説明内容にご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますよう、併せてよろしくをお願いいたします。

【お問い合わせ先】

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

〇〇職業訓練支援センター

TEL - -